

平成22年生駒市議会（第4回）定例会議案

平成22年9月9日

生 駒 市

平成 22 年生駒市議会（第 4 回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第 45 号	平成 22 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）	1～11
議案第 46 号	平成 22 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）	12～15
議案第 47 号	平成 22 年度生駒市病院事業会計予算	16～28
議案第 48 号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29～30
議案第 49 号	生駒市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第 50 号	生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について	32～40
議案第 51 号	生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第 52 号	生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 53 号	生駒市まちをきれいにする条例の制定について	43～49
議案第 54 号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第 55 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	51～52
議案第 56 号	生駒市立病院の指定管理者の指定について	53
議案第 57 号	町の区域の変更について	54～57
議案第 58 号	町の区域の変更について	58～61

議案第 45 号

平成 22 年度生駒市一般会計補正予算（第 2 回）

平成 22 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 898,874 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32,996,924 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 22 年 9 月 9 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		3,111,000	490,954	3,601,954
	1 地方交付税	3,111,000	490,954	3,601,954
15 県支出金		1,923,598	95,814	2,019,412
	2 県補助金	736,390	95,814	832,204
18 繰入金		1,130,260	-27,992	1,102,268
	1 基金繰入金	1,130,260	-27,992	1,102,268
20 諸収入		889,427	41,798	931,225
	4 雑入	781,032	41,798	822,830
21 市債		2,253,000	298,300	2,551,300
	1 市債	2,253,000	298,300	2,551,300
歳 入 合 計		32,098,050	898,874	32,996,924

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,272,333	156,428	4,428,761
	1 総務管理費	3,339,626	156,428	3,496,054
3 民生費		10,979,725	23,375	11,003,100
	2 児童福祉費	5,156,966	23,375	5,180,341
4 衛生費		3,390,287	5,058	3,395,345
	1 保健衛生費	1,193,398	5,058	1,198,456
6 土木費		3,252,783	53,000	3,305,783
	3 都市計画費	1,345,464	53,000	1,398,464
8 教育費		4,074,991	102,160	4,177,151
	5 社会教育費	1,072,993	25,800	1,098,793
	6 保健体育費	1,124,032	76,360	1,200,392
10 公債費		4,040,554	558,853	4,599,407
	1 公債費	4,040,554	558,853	4,599,407
歳 出 合 計		32,098,050	898,874	32,996,924

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

事 項	期 間	限 度 額
美鹿の台第3緑地災害復旧事業	平成22年度から平成23年度まで	60,000 千円

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政対策債	1,979,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも とする。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。	2,277,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合に ついて、 利率の見 直しを 行った後 において は、当該 見直し後 の利率)	政府資金に ついてはそ の融資条件 により、銀 行その他の 場合にはそ の債権者と 協定するも とする。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、若しくは 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 地方交付税	3,111,000	490,954	3,601,954	1 地方交付税	490,954	普通交付税	
計	3,111,000	490,954	3,601,954				

[単位 千円]

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
2 民生費県補助金	598,525	95,814	694,339	2 児童福祉費補助金	95,814	地域子育て創生事業補助金 児童厚生施設等整備事業補助金	4,726 91,088
計	736,390	95,814	832,204				

[単位 千円]

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
8 財政調整基金繰入金	33,050	-33,050	0	1 財政調整基金繰入金	-33,050		
9 応急診療施設等整備基金繰入金	0	5,058	5,058	1 応急診療施設等整備基金繰入金	5,058		
計	1,130,260	-27,992	1,102,268				

[単位 千円]

(款) 20 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4 雑入	779,401	41,798	821,199	4 雑入	41,798	損害賠償金 3人乗り対応自転車貸出使用料	41,723 75
計	781,032	41,798	822,830				

[単位 千円]

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
3 臨時財政対策債	1,979,000	298,300	2,277,300	1 臨時財政対策債	298,300		
計	2,253,000	298,300	2,551,300				

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明		
				特 定 地 方 債	財源		区	分			金	額
					国 庫 支 出 金	其 他						
1 一般管理費	1,727,307	155,177	1,882,484			155,177	3	職員手当等	155,177	退職手当		
11 交通対策費	73,787	1,251	75,038	1,251 (県補)	(諸)	75	18	備品購入費	1,251	3人乗り対応自転車		
計	3,339,626	156,428	3,496,054	1,251	75	155,102						

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明		
				特 定 地 方 債	財源		区	分			金	額
					国 庫 支 出 金	其 他						
1 児童福祉総務費	3,039,236	180	3,039,416	180 (県補)			18	備品購入費	180	電算用備品		
3 保育所費	811,858	12,100	823,958			12,100	13	委託料	1,100	設計等委託料		
6 学童保育費	182,337	11,095	193,432	3,295 (県補)		7,800	15	工事請負費	11,000	各保育所施設整備工事		
				3,295			15	工事請負費	6,900	施設整備工事		
				3,295			18	備品購入費	900	施設用備品		
計	5,156,966	23,375	5,180,341	3,475		19,900	19	負担金補助及び交付金	3,295	児童育成クラブ運営助成金		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
1 保健衛生総務費	410,750	5,058	415,808		5,058 (繰入) 5,058	21 貸付金	5,058	病院事業会計長期貸付金				
計	1,193,398	5,058	1,198,456		5,058							

(款) 6 土木費

(項) 3 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
3 公園整備費	666,489	53,000	719,489			15 工事請負費	53,000	災害復旧工事				
計	1,345,464	53,000	1,398,464		53,000							

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
2 公民館費	171,143	20,800	191,943		20,800	11 需用費	3,760	修繕料				
						13 委託料	6,500	中央公民館耐震補強工事設計委託料				
						18 備品購入費	10,540	中央公民館用備品				
9 コミュニティセンター費	50,299	5,000	55,299		5,000	15 工事請負費	5,000	コミュニティセンター施設整備工事				
計	1,072,993	25,800	1,098,793		25,800							

(款) 8 教育費

(項) 6 保健体育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支金	財源				
					特定地方	その他			
2 体育施設費	224,548	62,800	287,348			62,800	15 工事請負費	62,800	各体育施設整備工事
3 学校給食センター運営費	283,321	13,560	296,881			13,560	11 需用費	2,900	修繕料
							15 工事請負費	2,300	施設整備工事
							18 備品購入費	8,360	給食用備品
計	1,124,032	76,360	1,200,392			76,360			

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				国県支金	財源				
					特定地方	その他			
1 元金	3,542,674	558,853	4,101,527			558,853	23 償還金利子及び割引料	558,853	長期償還元金
計	4,040,554	558,853	4,599,407			558,853			

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(30) 785		3,277,830	2,956,633	6,234,463	7,252,012	
補正前	(30) 785		3,277,830	2,801,456	6,079,286	7,096,835	
比較	(0) 0		0	155,177	155,177	155,177	

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当(千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	113,900	106,122	1,140	210,375	33,789	176,434	37,000
補正前	113,900	106,122	1,140	210,375	33,789	176,434	37,000
比較	0	0	0	0	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
9,800	66,017	33,908	813,219	909,165	445,764
9,800	66,017	33,908	658,042	909,165	445,764
0	0	0	155,177	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減		給与の改定率 % 給与改定実施時期 平成 年 月 日
		昇給に伴う増		
		その他の増減		職員数の異動状況 (在職職員数) (その他) (計) 補正後 人 人 人 補正前 人 人 人 比較 人 人 人 採用・退職の状況等 採用者 人 退職者 人
職員手当	155,177	制度改正に伴う増減		
		その他の増減	退職に伴う分 増加	扶養手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 通勤手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 住居手当 千円 地域手当 千円 退職手当 155,177 千円 特殊勤務手当 千円 期末手当 千円 時間外勤務手当 千円 勤勉手当 千円 休日勤務手当 千円

平成 22 年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

平成 22 年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 44,330 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,871,298 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 22 年 9 月 9 日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 支払基金交付金		1,655,490	12,671	1,668,161
	1 支払基金交付金	1,655,490	12,671	1,668,161
7 繰入金		904,500	31,659	936,159
	2 基金繰入金	27,867	31,659	59,526
歳 入 合 計		5,826,968	44,330	5,871,298

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		37,257	12,671	49,928
	1 基金積立金	37,257	12,671	49,928
5 諸支出金		2,229	31,659	33,888
	1 償還金及び還付加算金	2,229	31,659	33,888
歳 出 合 計		5,826,968	44,330	5,871,298

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 介護給付費交付金	1,646,613	12,671	1,659,284	2 過年度分		12,671	
計	1,655,490	12,671	1,668,161				

[単位: 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 介護給付費準備基金繰入金	0	31,659	31,659	1 介護給付費準備基金繰入金		31,659	
計	27,867	31,659	59,526				

[単位: 千円]

歳 出

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	その他				
					特定地方債	国債			
1 介護給付費準備基金積立金	37,047	12,671	49,718		12,671 (基)	12,671	25 積立金	12,671	介護給付費準備基金
計	37,257	12,671	49,928		12,671				

[単位 千円]

(款) 5 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				国県支出金	その他				
					特定地方債	国債			
2 償還金	10	31,659	31,669		31,659 (繰入)	31,659	23 償還金利子及び割引料	31,659	国庫支出金等精算返還金
計	2,229	31,659	33,888		31,659				

[単位 千円]

平成 22 年度生駒市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 22 年度生駒市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業 病院施設実施設計及び施工監理業務委託

(収益的支出)

第 3 条 収益的支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金 261 千円を借り入れる。

支 出

第 1 款 病院事業費用	261 千円
第 1 項 医業費用	261 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 資本的収入	4,797 千円
第 1 項 他会計からの長期借入金	4,797 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	4,797 千円
第 1 項 建設改良費	4,797 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	病院施設実 施設計及び 施工監理業 務委託	千円 203,700	平成22年度	千円 1,500
				平成23年度	116,200
				平成24年度	49,300
				平成25年度	36,700

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,037千円

平成22年9月9日提出

生駒市長 山下 真

平成 22 年 度

病 院 事 業 会 計 予 算 に 関 す る 説 明 書

生 駒 市

平成22年度生駒市病院事業会計予算実施計画

1 収益の支出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考	
1 病院事業 費 用			261		
	1 医 業 費 用		261		
		1 給 与 費	196	報酬	196
		2 経 費	65	食料費 賃借料 通信運搬費	5 50 10

2 資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
2 資本的 収 入			4,797	
	1 他会計からの 長期借入金		4,797	
		1 一般会計から の長期借入金	4,797	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
2 資本的 支 出			4,797	
	1 建設改良費		4,797	
		1 新設改良費	4,797	給 料 1,948 職員手当等 679 法定福利費 410 報 償 費 5 旅費交通費 140 消 耗 品 費 100 食 料 費 10 賃 借 料 5 委 託 料 1,500

平成22年度生駒市病院事業会計資金計画

(単位 千円)

区 分	前年度決算見込額	当 年 度 予 定 額	増	減
受 入 資 金	-	5,058		5,058
1 他 会 計 長 期 借 入 金	-	5,058		5,058
支 払 資 金	-	5,058		5,058
1 医 業 費 用	-	261		261
2 建 設 改 良 費	-	4,797		4,797
差 引	-	0		0

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費			法 定 福 利 費	合 計
		特 別 職 (人)	一 般 職 (人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度	損益勘定 支弁職員							
	資本勘定 支弁職員		2	1,948	633	2,581	410	2,991
	合 計		2	1,948	633	2,581	410	2,991
前 年 度	損益勘定 支弁職員							
	資本勘定 支弁職員							
	合 計							
比 較	損益勘定 支弁職員							
	資本勘定 支弁職員		2	1,948	633	2,581	410	2,991
	合 計		2	1,948	633	2,581	410	2,991

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	地域手当 (千円)	時間外勤 務手当 (千円)	休日勤務手 当・夜間勤 務手当 (千円)	通勤手当 (千円)
	本年度	128	149		136	130		
	前年度							
	比 較	128	149		136	130		
	区分	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)			
	本年度	90						
	前年度							
	比 較	90						

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	1,948	給与改定に伴う増減分			給与改定の状況 給与の改定率 給与改定実施時期
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	1,948	企業会計 設置に伴 う皆増	職員の異動状況 本年度 2人 前年度 人 増減 2人
手 当	633	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	633	企業会計 設置に伴 う皆増	扶養手当 128千円 管理職手当 149千円 地域手当 136千円 時間外勤務手当 130千円 住居手当 90千円

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分		一 般 職
平成22年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	
	平均給与月額 (円)	
	平均年齢 (歳)	
平成21年1月1日 現在	平均給料月額 (円)	
	平均給与月額 (円)	
	平均年齢 (歳)	

(2) 初任給

区 分	一 般 職 (円)	一般会計の制度
		一 般 職 (円)
高 校 卒	144,500	144,500
大 学 卒	178,800	178,800

(3) 級別職員数

区 分	一 般 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
平成22年1月1日現在	1級		
	2級		
	3級		
	4級		
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計		
平成21年1月1日現在	1級		
	2級		
	3級		
	4級		
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	計		

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一 般 職			主任			課 長 補佐級		

(4) 昇給

区 分		一 般 職	
本 年 度	職員数 (A)	(人) 2	
	昇給に係る職員数(B)	(人) 0	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
8 号 給 (人)			
比 率 (B) / (A)		(%) 0.0	
前 年 度	職員数 (A)	(人)	
	昇給に係る職員数(B)	(人)	
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	
		4 号 給 (人)	
		6 号 給 (人)	
8 号 給 (人)			
比 率 (B) / (A)		(%)	

(5) 特殊勤務手当

区 分	一 般 職
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率(平成22年1月1日現在) (%)	
支給対象職員 1 人当たり平均支給月額 (円)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	1.95	2.20	4.15	有	
前 年 度					
一般会計の制度	1.95	2.20	4.15	有	

(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算 措置等	備 考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退 職特例措置 (2%~20%加 算)	
一般会計の制度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退 職特例措置 (2%~20%加 算)	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	
扶 養 手 当	同	じ
地 域 手 当	同	じ
住 居 手 当	同	じ
通 勤 手 当	同	じ

継続費に関する調書

款	項	事業名	全体計画					前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度支払義務発生額	当該年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備考		
			年度	年割額	左の財源内訳									前年度末までの支払義務発生額	
					企業債	国庫補助金	その他								
1 資本的支出	1 建設改良費	病院施設実施設計及び施工監理業務委託	平成22年度	千円 1,500	千円 -	千円 -	千円 1,500	千円 -	千円 1,500	千円 -	千円 -	0.7			
			平成23年度	116,200	112,300	-	3,900	-	-	-	116,200	-	57.1		
			平成24年度	49,300	49,300	-	-	-	-	-	-	49,300	-	24.2	
			平成25年度	36,700	36,700	-	-	-	-	-	-	-	36,700	18.0	
			計	203,700	198,300	-	5,400	-	-	-	1,500	202,200	-	100.0	

生駒市病院事業会計予定貸借対照表

(単位 千円)

科 目	平成22年度予定貸借対照表 (平成23年3月31日)		
(資産の部)			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 建設仮勘定	4,797		
有形固定資産合計		4,797	
固定資産合計			4,797
資産合計			4,797
(負債の部)			
2 固定負債			
(1) 他会計借入金			
イ 固定負債合計	261		
負債合計		261	261
(資本の部)			
3 資本金			
(1) 借入資本金			
イ 他会計借入金	4,797		
借入資本金合計		4,797	
資本金合計			4,797
4 剰余金			
(1) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金	261		
欠損金合計		261	
剰余金合計			△ 261
資本合計			4,536
負債資本合計			4,797

議案第 48 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 9 月 9 日

生駒市長 山下 真

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例（平成 11 年 3 月生駒市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

派遣職員のうち、企業職員である派遣職員及び技能職員である派遣職員以外のもの（以下「一般の派遣職員」という。）には、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給する。

第 4 条第 2 項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に、「当該一般の派遣職員」を「一般の派遣職員」に改める。

第 8 条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年3月31日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員（市長が定める職員を除く。）に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例第4条第1項の規定による給与の支給割合（以下「新支給割合」という。）が、これらの日において改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例第4条第1項の規定を適用したとした場合における同項の規定による給与の支給割合（以下「旧支給割合」という。）に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される生駒市職員の処遇等に関する条例第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

(1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100

(2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70

(3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40

議案第 49 号

生駒市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 9 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

生駒市特別職報酬等審議会条例（昭和 43 年 4 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（委員）

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内の公共的団体等を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、その職を解かれたものとする。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 50 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 9 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和 50 年 12 月生駒市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条各号列記以外の部分中「第 321 条の 8 第 27 項及び第 28 項」を「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」に改め、同条第 2 号中「、第 5 項又は第 24 項」を「又は第 19 項」に改め、同条第 3 号中「第 321 条の 8 第 27 項及び第 28 項」を「第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項」に改める。

第 17 条第 3 項中「同項第 1 号の 2」を「同項第 2 号」に、「同項第 1 号の 3」を「同項第 3 号」に、「、同項第 2 号の均等割額の算定期間又は同項第 3 号」を「又は同項第 4 号」に改める。

第 29 条の次に次の 2 条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第 29 条の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支

払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該給与支払者の氏名又は名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に

受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第29条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第45条第1項中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に改め、同条第3項中「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「本項」を「この項」に、「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第4項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第23項」に改める。

第46条第2項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「、第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「本項」を「この項」に改める。

第61条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の11」に改める。

第103条中「3, 298円」を「4, 618円」に改める。

附則第17条の2第1項中「1, 564円」を「2, 190円」に改める。

附則第23条の3を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第23条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税

口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第23条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条の次に2条を加える改正規定及び第61条第7項の改正規定並びに次条第1項から第3項までの規定 平成23年1月1日

(2) 附則第23条の3の改正規定及び次条第4項の規定 平成25年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）第29条の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

2 新条例第29条の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。

3 平成23年中に新条例第29条の3第1項の規定による申告書を提出する場
合においては、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用す

る。

4 新条例附則第23条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 新条例第10条、第17条、第45条及び第46条の規定は、平成22年10月1日以後に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第100条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるも

のに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき1,320円

(2) 新条例附則第17条の2第1項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき626円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第102条第2項、第106条第4項及び第5項並びに第109条の規定を適用する。この場合において、新条例第10条中「第106条第1項若しくは第2項、」とあるのは「生駒市税条例の一部を改正する条例（平成22年9月生駒市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。）附則第3条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第106条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第3項」と、新条例第102条第2項中「前項」とある

のは「平成22年改正条例附則第3条第2項」と、新条例第106条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と、新条例第109条第2項中「第106条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第3条第4項」と読み替えるものとする。

- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第107条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第106条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

議案第 51 号

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 9 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

生駒市立保育所条例（昭和 30 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

「

D ₁₄	413,000 円以上	61,600 (30,800)	28,200 (14,100)	24,300 (12,150)
-----------------	-------------	--------------------	--------------------	--------------------

を

「

D ₁₄	413,000 円以上	61,600 (30,800)	28,200 (14,100)	24,300 (12,150)
D ₁₅	734,000 円未満 734,000 円以上	68,000 (34,000)	31,000 (15,500)	26,900 (13,450)

に

」

改め、同表備考第 3 項中「D₁₄階層」を「D₁₅階層」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市立保育所条例の規定は、平成 23 年度分の保育料から適用し、平成 22 年度分までの保育料については、なお従前の例による。

議案第 52 号

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成22年9月9日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険条例（昭和34年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第72条の5」を「第72条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市まちをきれいにする条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成22年9月9日

生駒市長 山下 真

生駒市まちをきれいにする条例

私たちは、生駒山に象徴される恵まれた緑豊かな自然環境のもとで、生活を営み、文化や歴史を育んできました。

そして、私たちの住む生駒市を美しくきれいなまちにしたいとの思いを込めて、「みんなで創るきれいな街」を合言葉に、竜田川や富雄川のクリーンキャンペーンや自治会清掃、啓発看板の設置などさまざまな取り組みをしてきました。

また、近年多くのボランティアが日常的に清掃美化活動をしています。

しかし、清掃したすぐ後に、たばこの吸い殻や空き缶等のごみを捨てていく人がいます。

散歩中に飼い犬が排せつしたふんを放置したり、投棄する人もいます。

人通りの中で歩きながらたばこを吸う人もいます。

また、きれいな建築物や工作物にみにくい落書きをする人がいます。

このような行為により、被害や迷惑を被っておられる方が数多くおられ、きれいな生駒の環境が損なわれるとともにその処理には多大な労力と経費が必要となっています。

これらの心無い行為をモラル欠如やマナー違反の問題として個々の良心だけに

委ねるのではなく、一定のルールを定め、市民、事業者、市がそれぞれの責務を認識するとともに、それぞれが協働して取り組み、先人から受け継いだすばらしい生駒の環境をさらに高め、保全活用し、将来を担う子どもたちに引き継いでいくため、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、生駒市環境基本条例（平成11年3月生駒市条例第11号）の基本理念に基づき、環境美化に関する市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、それぞれが協働してまちをきれいにするための施策について必要な事項を定め、市民等が快適で安全な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 飼い主等 犬、猫その他の愛がん動物（以下「犬等」という。）を飼養し、又は現に管理する市民等をいう。
- (4) 土地所有者等 市内に土地又は建物を所有し、管理し、又は占有する者をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲食物等を収納していた容器、チラシ、紙くず、廃プラスチック類その他これらに類する物で投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (6) ポイ捨て たばこの吸い殻及び空き缶等を定められた場所以外の場所に捨て、又は放置することをいう。

- (7) ふん放置 散歩中等に犬等が排せつしたふんを放置し、又は投棄することにより、公共の場所等を汚すことをいう。
- (8) 落書き 公共の場所又は他人が所有し、若しくは管理する建物等に、権原のある者の承諾を得ることなく、みだりに文字、図形、模様等を描くことをいう。
- (9) 喫煙 たばこを吸うこと、又は火のついたたばこを持つことをいう。
- (10) 公共の場所 道路、河川、公園、駅等所有のいかんを問わず、公共の用に供される場所をいう。
- (11) 空き地等 宅地化された状態の土地で、現に人が使用していない土地又は人が使用していても相当の空闲地を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地及びこれらに準ずる土地をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、屋外で自ら生じさせたたばこの吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又はたばこの吸い殻入れ及び空き缶等を回収する容器に収納することにより、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 市民等は、まちをきれいにするために市が実施する施策に協力し、地域の美観の保持及び快適な生活環境の確保に努めなければならない。

(飼い主等の責務)

第4条 飼い主等は、犬等を屋外で運動させる場合は、ふんを処理するための用具を携行し、犬等がふんを排せつしたときは、当該用具に入れて持ち帰る等適正に処理しなければならない。

2 飼い主等は、犬等のふん放置防止のために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、土地又は建物を清潔に保ち、ポイ捨て、ふん放置及び

落書きをされないように努めなければならない。

- 2 土地所有者等は、土地又は建物の周辺及び地域の美観を保持するとともに、まちをきれいにするために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、たばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨ての防止について、従業員の啓発及び教育に努めなければならない。

- 2 たばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨てをされるおそれのある物の販売を行う事業者は、ポイ捨ての防止について、消費者の啓発に努めなければならない。

- 3 事業者は、事業所周辺及び地域の美観を保持し、並びに快適な生活環境を確保するとともに、まちをきれいにするために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、まちをきれいにするために、市民等及び事業者に対して意識啓発に努めるとともに、地域の美観の保持及び快適な生活環境を確保するため、市民等及び事業者による自主的な地域貢献活動に対し、積極的な支援を行うものとする。

- 3 市は、前2項に規定する施策の実施に当たっては、関係機関と連携して、その推進に努めるものとする。

(ポイ捨ての禁止)

第8条 市民等は、公共の場所及び他人の占有する場所にたばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨てをしてはならない。

(ふん放置の禁止)

第9条 飼い主等は、犬等のふん放置をしてはならない。

(落書きの禁止)

第10条 市民等は、落書きをしてはならない。

(喫煙の制限)

第11条 市民等は、公共の場所において、吸い殻入れが設置されていない場合又は吸い殻入れを携帯していない場合は、喫煙をしてはならない。

2 市民等は、公共の場所において、歩行し、又は自転車（原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）により移動しながら喫煙をしないよう努めなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第12条 自動販売機により飲食物等を販売する者は、当該自動販売機に隣接する場所に空き缶等を回収する容器を設置するとともに、当該容器を適正に管理しなければならない。

(チラシ等の散乱防止)

第13条 公共の場所において、チラシ、リーフレットその他の物（以下「チラシ等」という。）を公衆に配布し、又は配布させた者は、速やかに配布場所周辺に散乱した当該チラシ等を収集し、適正に処理しなければならない。

(空き地等の適正管理)

第14条 土地所有者等は、空き地等に雑草等（雑草又はこれに類するかん木類をいう。）を繁茂させ、又は廃棄物等を堆積させることで、火災又は犯罪の発生の原因となり、かつ、生活環境を阻害しているような状態（以下「不良状態」という。）にならないよう、除草等を行うなど適正に管理しなければならない。

(公共の場所の管理)

第15条 公共の場所を管理する者は、その場所が不良状態にならないよう除草

等を行うとともに、第8条から第10条までの規定による禁止行為の防止について必要な措置を講じ、市の施策に協力するものとする。

(環境美化等の協定)

第16条 市民等及び事業者は、その活動する地区において、市が管理する公共の場所の環境美化について、市長と協定を締結することができる。

2 市長は、前項の協定を締結したときは、効果的にその活動が行われるよう、必要な範囲で支援するものとする。

(環境美化推進員の設置)

第17条 市長は、環境美化の推進を図るため、環境美化推進員を置くことができる。

2 環境美化推進員は、市内における環境美化の推進に関する啓発活動その他必要な活動を行うものとする。

(調査及び指導)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該必要な場所に市長の指定する職員を立ち入らせ、調査及び指導をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第19条 市長は、第8条から第10条まで、第11条第1項又は第12条から第14条までの規定に違反している者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令及び公表)

第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて当該勧告に従うべきことを命令することができる。ただし、第8条、第9条、第11条第1項又は第13

条の規定に違反している者に対する場合にあっては、期限を定めることを要しない。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その者に意見を述べる機会を与えた上で、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わなかった者の氏名及び住所（法人等にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 命令の内容及び違反の事実

(3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となる者の権利利益に十分に配慮しなければならない。

（罰則）

第21条 第8条又は第9条の規定に違反した者で、前条第1項の規定による命令に従わなかった者は、20,000円の過料を科する。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第20条及び第21条の規定は、同年7月1日から施行する。

議案第 54 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

平成 22 年 9 月 9 日

生駒市長 山 下 真

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年 7 月生駒市条例第 25 号）の
一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 7 項第 1 号中「若しくは第 4 号」を「、第 5 号若しくは第 10 号
」に改め、同項第 2 号中「第 4 条第 2 項第 3 号」の次に「、第 8 号、第 9 号又は
第 13 号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 22 年 9 月 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和 37 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第 2 項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第 29 条の 5 第 3 号中「第 3 条第 2 項第 2 号」を「第 3 条第 3 項第 2 号」に改め、同条第 4 号中「第 3 条第 2 項第 3 号」を「第 3 条第 3 項第 3 号」に改め、同条第 5 号中「第 3 条第 2 項第 4 号」を「第 3 条第 3 項第 4 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条の 5 の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の生駒

市火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

生駒市立病院の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市立病院

- 2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

医療法人徳洲会

大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号

- 3 指定の期間

生駒市立病院の開設の日から

同日から起算して20年を経過する日の属する年度の末日まで

平成22年9月9日提出

生駒市長 山下 真

議案第 57 号

町の区域の変更について

平成22年11月1日から生駒市内の町の区域を別表のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

なお、関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりである。

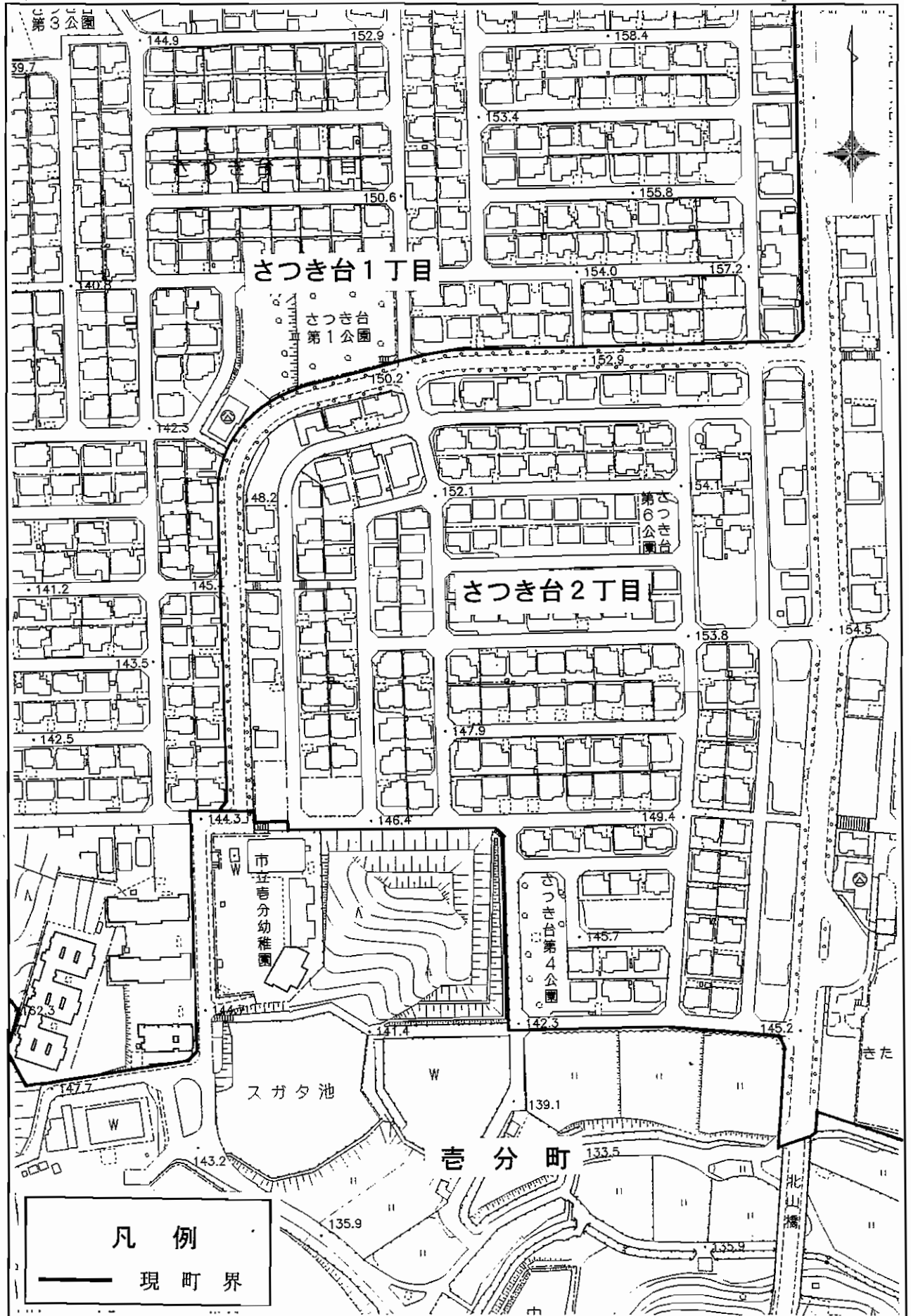
平成22年9月9日提出

生駒市長 山下 真

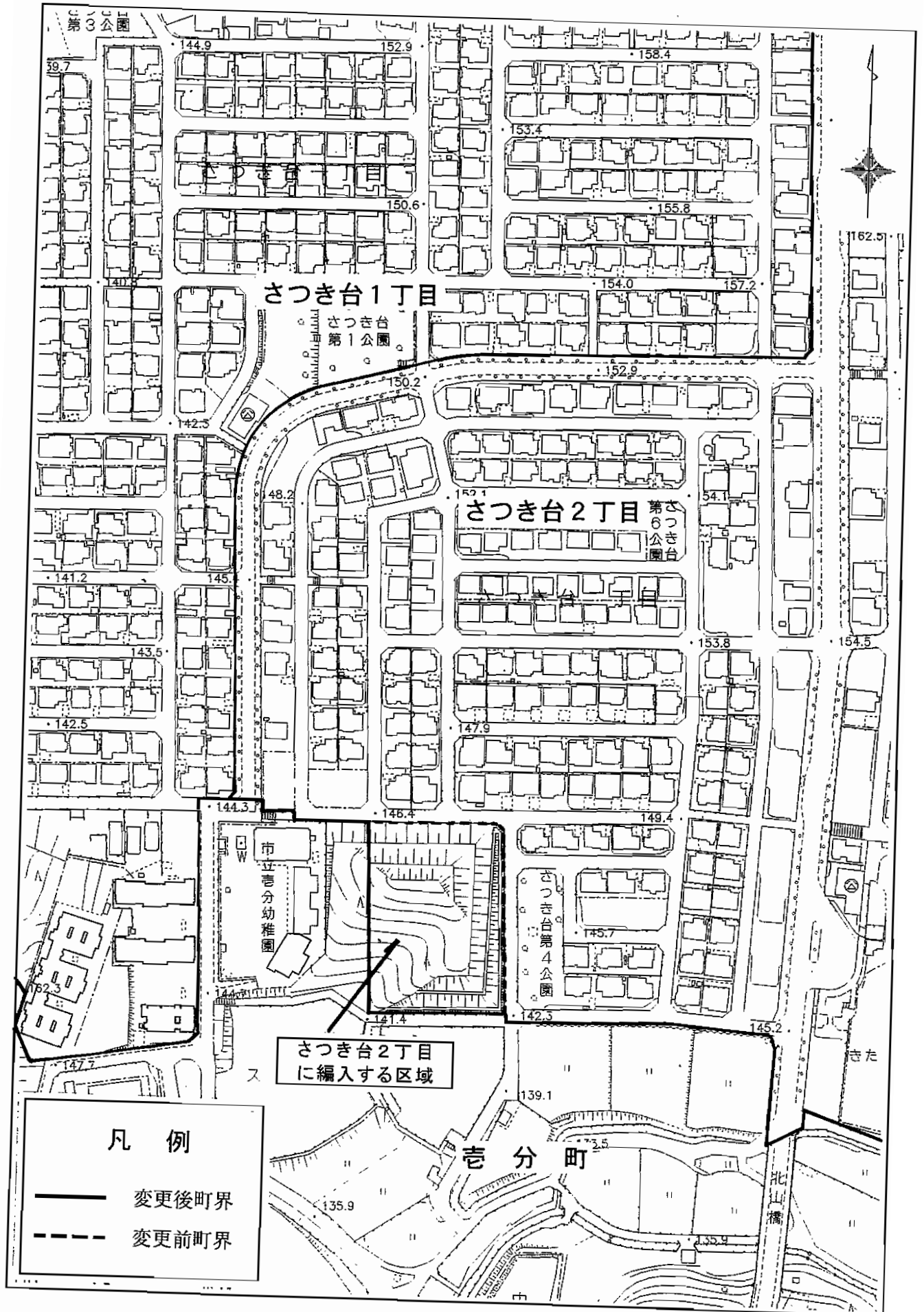
別表

他の町を 編入する町	他の町に編 入される町	編入される区域
さつき台2丁目	老分町 (一部)	507番地3、507番地6から507番地23まで、509番地2、509番地4、509番地6から509番地13まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部

別図1 (変更前)



別図2 (変更後)



議案第 58 号

町の区域の変更について

平成22年11月1日から生駒市内の町の区域を別表のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

なお、関係区域は、別図1（変更前）及び別図2（変更後）のとおりである。

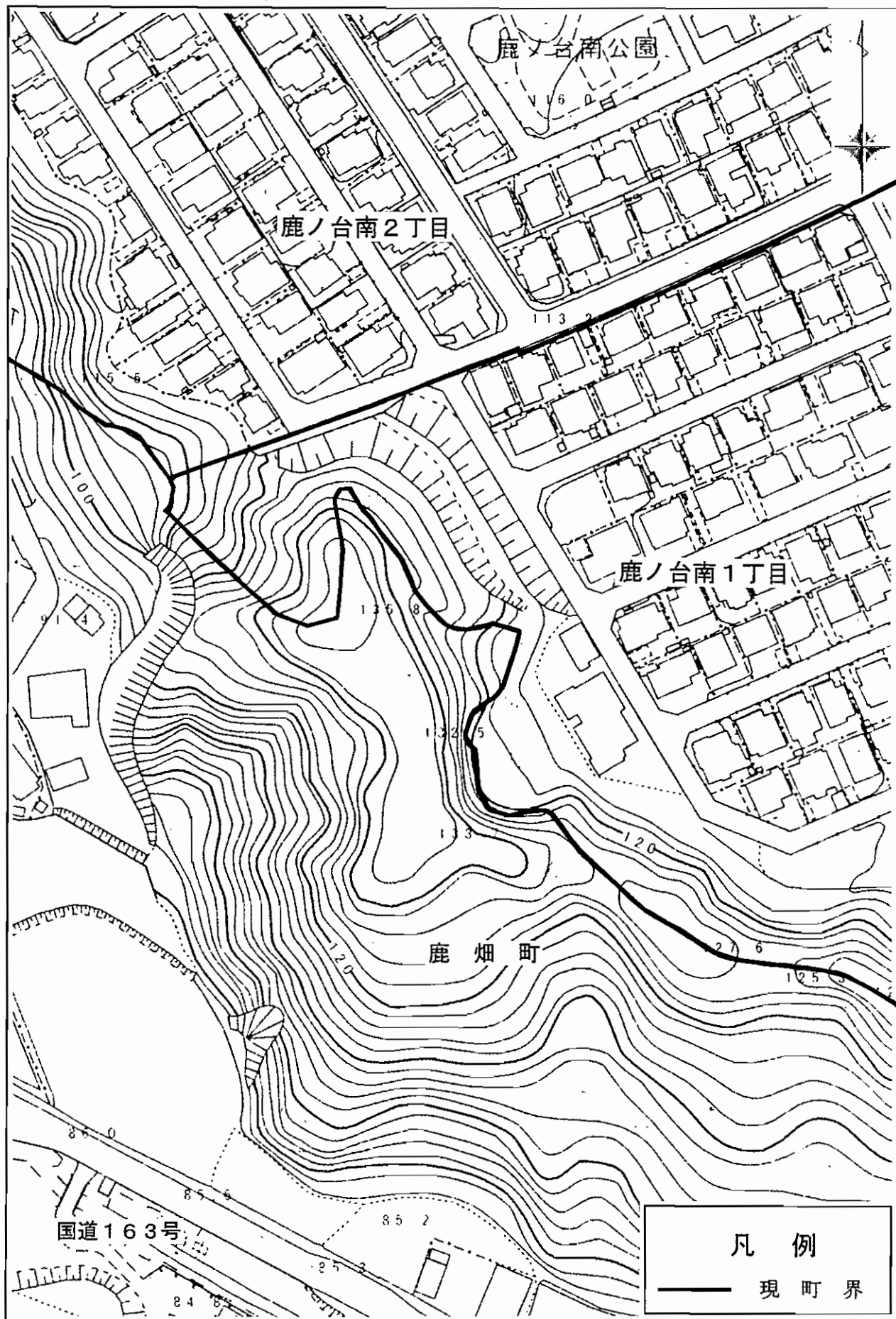
平成22年9月9日提出

生駒市長 山下 真

別表

他の町を 編入する町	他の町に編 入される町	編入される区域
鹿ノ台南1丁目	鹿畑町 (一部)	8番地51、144番地2、144番地4 から144番地9まで、144番地11、 3051番地から3056番地まで及びこ れらの区域に隣接介在する道路、水路であ る市有地の一部

別図1 (変更前)



別図2 (変更後)

